

会計管理者の運営方針、重点項目(令和7年度)

会計管理者の概要

所属課と人員 (R7.4.1現在)	会計課	10人
----------------------	-----	-----

会計管理者の運営方針

会計管理者は、地方公共団体の予算執行に関する命令機関と出納機関とを分離することで公正な会計事務を行うため地方自治法により設置されています。この会計管理者の事務を補助する組織が会計課です。会計管理者の主要な業務である「現金の出納及び保管」「支出負担行為に関する確認及び支出命令の審査」等、会計課職員とともに日々の業務を停滞させることなく迅速かつ的確に遂行します。

また、公金の保管に当たっては、安全性・確実性を最重要視し、支払準備金に支障をきたさない範囲で有利な方法による保管に努めます。

令和7年度の重点項目

No.	項目	具体的な内容	達成状況
1	審査業務の適正な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為に基づいた支出命令の内容が法令等を遵守し正確になされているかの審査を迅速に進め、債権者への支払を期限内に確実に行います。 ・支出負担行為から支出命令までの流れに関する手続について、全職員が情報共有できるよう周知・説明を行っていきます。 	
2	各課等における会計事務の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・伝票審査や決算審査時に多く見受けられる誤りや留意事項等について、適宜庁内周知等を行い、会計事務の適正化を図ります。 ・各課等において収入・支出等に関する事務が適正に行われるよう、係長職、新規採用職員等を対象に研修を年2回以上実施します。 	
3	公金の安全かつ効率的な保管	<ul style="list-style-type: none"> ・公金の保管については、安全性の確保を最優先とした上で、適正な資金計画に基づき、金利の状況が不透明な中でも、金利の上昇に応じて金融機関と交渉を行い、適切な金額、期間を設定した定期預金に組み替えるなど、少しでも多くの利子収入を得られるよう努めます。 ・国債等の債権の利回りが上向きになってきていることから、一部の基金を債権により試行的に運用し、基金融通の確実かつ効率的な運用の検討を行います。 	
4	職員の働き方改革に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・正規職員及び会計年度任用職員の課内人事異動を行い、事務処理全般の平準化(安定した会計事務の確保)、事務のより一層の効率化(マニュアルの見直しや、別の視点で業務を見直すことによる気づき)、職員の士気の維持、向上(同じ業務を長期間行うことによる慣れ防止、適度な緊張感とやる気の維持)を目指します。 	
5	自治体DXに向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関における事務手続のデジタル化に伴い、今後想定される公金の収納・支払事務への影響について調査・検討を進め、必要な準備、対応等を行っていきます。 ・市税等以外の地方税QRコードを活用した公金収納の開始時期が令和8年9月までであることが確認できたので、関係部署との情報共有、協議を進めていき、令和8年度以降に關係する規則の改正を行います。 	